

令和5年3月24日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成30年(ワ)第3194号、同第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年10月28日

5

判 決

当事者の表示 別紙「原告ら目録」、「原告ら訴訟代理人目録」及び「被告及び指定代理人目録」記載のとおり

主 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

10 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告らに対し、各10万円及びこれに対する平成27年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

15 第2 事案の概要

内閣は、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する新たな安全保障法制の整備のための基本方針を閣議決定（以下「平成26年7月閣議決定」という。）し、平成27年5月14日、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第76号。以下「平和安全法制整備法」という。）及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（平成27年法律第77号。以下「国際平和支援法」といい、平和安全法制整備法と併せて「新安保法制法」ないし「平和安全法制関連2法」という。）に係る法律案を閣議決定（以下「平成27年5月閣議決定」という。）し、同月15日、同法律案を衆議院に提出した。同法律案は、同年7月16日に衆議院本会議で、同年9月19

日に参議院本会議でそれぞれ可決され、同日、平和安全法制関連2法が成立した。平和安全法制関連2法は、同月30日に公布され、平成28年3月29日に施行された。

本件は、原告らが、①内閣による平成26年7月閣議決定、平成27年5月閣議決定及び平和安全法制関連2法に係る法律案の国会への提出、②国会による上記各法律案の可決成立並びに③自衛隊による米艦への給油及び米艦防護並びに南スーダンPKOへの自衛隊の派遣（これら①から③までを併せて、以下「本件各行為」という。）が憲法前文、9条に反し違憲であり、これによって原告らの平和的生存権及び人格権が侵害され、精神的苦痛を被ったと主張して、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、慰謝料としてそれぞれ10万円及びこれに対する平成27年9月19日（上記参議院本会議での議決の日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実に加え、後掲証拠及び弁論の全趣旨により明らかに認められる事実）

(1) 平成26年7月閣議決定、平成27年5月閣議決定及び平和安全法制関連2法の成立、施行に至る経緯（本件各行為等の経緯）

ア 平成26年7月1日の閣議決定

(ア) 内閣は、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する新たな安全保障法制の整備のための基本方針を閣議決定した（甲A5、乙1。平成26年7月閣議決定）。

平成26年7月閣議決定は、「我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。」、「グローバルなパワーバランスの変

化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。」などの情勢認識に基づき、「いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく『積極的平和主義』の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない」として、別紙「平成26年7月閣議決定された基本方針」に従つて、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備することにしたものである。

(イ) 政府は、平成26年7月閣議決定がされるまで、憲法9条の下で認められる自衛権の発動としての武力の行使の要件につき、①我が国に対する急迫不正の侵害があること、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことという三要件を示していた。

その後、政府は、平成26年7月閣議決定において、憲法9条の下において認められる自衛権の発動としての武力の行使につき、①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと及び③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことという3つの要件をいずれも満たす場合に限られるものとし、要件該当性の判断は政府において行うものという方針を示した。

イ 平成27年5月14日の閣議決定等

内閣は、平成27年5月14日、平成26年7月閣議決定で示した基本方針に沿って平和安全法制関連2法に係る法律案を閣議決定し（平成27年5月閣議決定）、内閣総理大臣は、同月15日、上記各法律案を国会（衆議院）に提出した。

5 ウ 平和安全法制関連2法の成立

平和安全法制関連2法に係る法律案は、平成27年7月16日に衆議院本会議で、同年9月19日に参議院本会議で、それぞれ可決され、同日、平和安全法制関連2法が成立した。

平和安全法制関連2法は同月30日に公布され、平成28年3月29日に施行された。

10

(2) 平和安全法制関連2法の概要

ア 平和安全法制関連2法により改正又は新規に制定された法律

平和安全法制整備法は、①自衛隊法（昭和29年法律第165号）、②国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。

15

以下「国際平和協力法」という。）、③重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号。

以下「重要影響事態安全確保法」という。）、④重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成12年法律第145号）、⑤武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び國民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）、⑥武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆

20

国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）、⑦武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）、⑧武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成16年法律第

25

116号）、⑨武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに

関する法律（平成16年法律第117号）並びに⑩国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）等の一部を改正する法律である（なお、各法律の題名はいずれも平和安全法制整備法による改正後のものであり、以下同様とする。）。

また、国際平和支援法は新規に制定された法律である。

イ 事態対処法の改正概要

平和安全法制整備法により改正された事態対処法は、存立危機事態を新設する（2条4号）とともに、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする法律である（1条）。

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃（2条1項）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう（2条2号）。

武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう（2条3項）。

存立危機事態とは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう（2条4号）。

存立危機事態への対処においては、存立危機武力攻撃（我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であって、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるものをいう。2条8号ハ(1)) を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならないとされ、ただし、存立危機武力攻撃を排除するに当

たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならないとされている（3条4項）。

ウ　自衛隊法の改正概要

平和安全法制整備法により改正された自衛隊法は、同法76条1項柱書及び2号において、内閣総理大臣が、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態（存立危機事態）に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動（防衛出動）を命ずることができる旨規定した（この場合においては、事態対処法9条の定めるところにより、国会の承認を得なければならぬ）。そして、自衛隊法88条1項より、上記の規定により出勤を命ぜられた自衛隊は、我が国を防衛するために、必要な武力を行使することができる。

また、平和安全法制整備法による改正で自衛隊法95条の2が新設され、自衛官が、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（合衆国軍隊等）の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものと除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる旨定めた。

さらに、平和安全法制整備法により改正された自衛隊法は、84条の3が新設され、防衛大臣は、外務大臣から外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置（輸送を含む。）を行うことの依頼があつた場合において、外務大臣と協議し、内閣総理大臣の承認を得て、

部隊等に当該保護措置を行わせることができる旨が定められた。

エ 重要影響事態安全確保法の改正概要

平和安全法制整備法により改正された重要影響事態安全確保法は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際し、合衆国軍隊等（3条1項1号）に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする法律である（1条）。後方支援活動とは、合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、我が国が実施するものをいう（3条1項2号）。後方支援活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下に同じ。）が行われている現場では実施しないものとされている（2条3項）。

平和安全法制整備法による改正前の周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（以下「周辺事態安全確保法」という。）は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（1条。以下「周辺事態」という。）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日米安保条約の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする法律であった（1条）。これが、平和安全法制整備法による改正によって、題名が「重要影響事態安全確保法」に変更されるとともに、改正前の法律の目的のうち「我が国周辺の地域における」という文言を削除し、周辺事態を重要影響事態に改めた。

オ 新たに制定された国際平和支援法の概要

国際平和支援法は、新たに制定された法律であり、同法1条において、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（国際平和共同対処事態）に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする」と定める。

協力支援活動とは、諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供であつて、我が国が実施するものをいう（3条1項2号）。協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、同法別表第一に掲げるものとすると規定されている（3条2項）。協力支援活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとされている（2条3項）。

カ 国際平和協力法の概要

(ア) 国際平和協力法は、国際連合平和維持活動（PKO）、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力をうため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする法律である（1条）。

(イ) 上記の国際平和協力業務とは、①国際連合平和維持活動のために実施される業務で国際平和協力法3条5号イからラまでに掲げるもの、②国際連携平和安全活動のために実施される業務で同号イからラまでに掲げ



るもの、③人道的な国際救助活動のために実施される業務で同号ワからツまで、ナ及びラに掲げるもの並びに④国際的な選挙監視活動のために実施される業務で同号チ及びナに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）であって、海外で行われるものという（3条5号）。

そして、国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない（2条2項）。

(ウ) 平和安全法制整備法による改正によって、国際平和協力法は、協力の対象となる活動として、上記(イ)②の国際連携平和安全活動（3条2号。非国連統括型の国際的な平和協力活動）が追加されるとともに、従来から行われていた国際平和協力業務（人的協力）、物資協力（物的協力）に加えた新たな協力の態様として、自衛官の派遣等（27～29条）が追加された。

また、上記改正により、国際平和協力業務（人的協力）の業務の種類が追加され、新たにいわゆる安全確保業務（3条5号ト）及びいわゆる駆け付け警護（同号ラ）等が規定されるとともに、当該業務を実施するために必要な武器の使用に関する規定も整備された（26条等）。

(エ) さらに、上記改正により、派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿营地であって当該国際平和協力業務に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、武器の使用をすることができるとした（25条7項。いわゆる宿营地の共同防護）。

(3) 平和安全法制関連2法成立後の米艦防護及び米艦への給油

ア 米艦防護

防衛大臣は、平成29年5月1日から同月3日までの間、海上自衛隊の

護衛艦2隻による米海軍補給艦の武器等防護の警護実施命令を発し、海自護衛艦2隻が米海軍補給艦と合流してこれを警護して航行した。

イ 米艦への給油

平成29年4月以降、海上自衛隊の艦艇（補給艦）が日本海周辺の海域で、米海軍イージス艦に燃料を補給した。また、同年5月から同年8月までの間、長期航海中の海上自衛隊の護衛艦が、南シナ海で共同訓練を実施した際に、米海軍に燃料及び食料を補給したり、米海軍から燃料及び食料の補給を受けたりするなどしていた。

(4) 南スーダンPKOへの自衛隊派遣

ア 自衛隊の派遣

内閣は、平成23年11月15日、国際連合南スーダン共和国ミッション（国連安保理決議1996号によって創設されたPKO。以下「UNMISS」という。）へ司令部要員を派遣する旨の閣議決定をした（甲A83）。その後、平成24年1月から陸上自衛隊施設部隊の第1次隊が南スーダン共和国（以下「南スーダン」という。）へ派遣された。以降、上記施設部隊は第10次隊まで派遣された。

イ 駆け付け警護及び宿营地の共同防護

内閣は、平成28年11月15日、「南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更」を閣議決定し（甲A62の1・2、A64、A84）、平和安全法制整備法によって改正された国際平和協力法に基づき、駆け付け警護及び宿营地の共同防護を新たな任務として追加した。防衛大臣は、同月18日付で第11次隊に派遣命令を発した。

ウ 自衛隊の撤収

内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省は、平成29年3月10日、南スーダンに派遣中の自衛隊の施設部隊を、同年5月を目途に撤収する旨を決定した（甲A65）。自衛隊の施設部隊は、同月25日に任務を終え、その後、

南スーダンから撤収した。

2 争点

- (1) 本件各行為が国賠法 1 条 1 項上違法な公権力の行使に当たるか（争点 1）
- (2) 原告らの権利侵害（争点 2）

3 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1)（本件各行為が国賠法 1 条 1 項上違法な公権力の行使に当たるか）

【争点(1)に関する原告らの主張】

ア 本件訴訟の意義

本件訴訟は、憲法の根本原理である平和主義の核としての憲法 9 条が閣議決定により解釈改憲され、違憲の解釈に基づき新安保法制法が制定されたことにより、損害を被った原告らが国を提訴した国家賠償請求訴訟である。

新安保法制法の核心は、他国が武力攻撃された際に、自衛隊が他国と一緒に集団的自衛権を行使するという点にある。これが、自衛隊創設以来維持してきた政府憲法解釈に反するものであることは明らかである。行政政府は、憲法の体系では、憲法が直接授権するか、唯一の立法機関である国会によって制定された法律により権限が与えられた範囲での権限しか有しない。このような行政政府が、自らの権限行使の究極の法的根拠たる憲法を否定する解釈を行い、憲法に反する法案を上程することは法論理上許されない行為であり、国会が憲法違反の法案を可決することも許されない行為である。

本件においては、こうした点を踏まえて判断がされるべきである。

イ 判断の枠組み

(ア) 公権力の行使について国賠法 1 条 1 項にいう違法性があったかは、公権力の主体がその行使に際して遵守すべき行為規範又は職務義務に違反したかという基準によって判断され、このような義務に違反した場合に

限って当該公権力の行使に国賠法1条1項にいう違法性があると解すべきであり（職務行為基準説）、判例においてもこの考え方が維持されている。原告らの本訴における主張もこの見解を前提とするものである。

そして、不法行為の違法性は、侵害行為の態様・程度と被侵害権利・利益の種類・内容との相関関係によって判断される。最高裁平成13年(行ツ)第82号、平成13年(行ツ)第83号、平成13年(行ツ)第76号、平成13年(行ヒ)第77号同17年9月14日大法廷判決(民集59巻7号2087頁。以下「最高裁平成17年判決」という。)は、「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」には、例外的に立法行為の違法性が肯定されるとする。このように、違法な権利侵害か否かは、被侵害利益の重要性と権利侵害行為の態様の重大性の相関関係によって判断されるべきであり、原告らの請求に理由があるか否かを判断するためには、原告らの権利がどのような態様によって侵害されたのか、換言すれば、新安保法制法がいかに憲法に違反するのか、どれほど無謀な憲法破壊が行われたのか、憲法9条がどのように破壊されたのかを明らかにする必要がある。

(イ) また、本件で問題としている立法不法行為の場合には、職務行為基準説を採用しつつも、より一層、被侵害利益の種類、性質と侵害行為の態様との相関関係を考慮すべきである。国会議員の立法行為は、検察官の公訴提起・追行などの公権力発動要件のように明確な要件の欠如が確認される場面は少なく、もともと広範な立法裁量が許される場面も多いから、国会議員の職務義務違反という行為態様の違法性の質と量は、被侵害利益の種類、性質と侵害行為の態様等を考慮しなければ判断することができないからである。

そして、立法行為を行う国会議員がそれによって損害を受けたと主張

する個別の国民との関係で、当該立法行為を行ってはならないという職務上の注意義務を負っていたにもかかわらず、その義務に違反して、憲法の規定に違反することが明白な立法行為を行ったと評価することができる場合には、当該立法行為の国賠法上の違法性を肯定できるというべきである。国会議員は憲法を尊重し擁護すべき義務を負っている以上(憲法 99 条)、こと憲法に違反する内容の法律の制定行為は、遵守すべき行為規範又は国民に対して負う明確な職務義務違反と考えざるを得ない。

(イ) 以上を踏まえて本件をみると、後記のとおり、新安保法制法は日本が直接武力攻撃を受けているわけでもないのに、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」などとの口実を設け、自衛隊の海外での武力行使を可能にする法制となっている。改正された国際平和協力法や国際平和支援法に至っては、日本（人）の平和と安全のためですらないのに、世界中での武力行使を認める法制となっている。このように世界中で武力行使を可能にする新安保法制法は、「武力による威嚇」、「武力の行使」、「戦争」を一切禁止した憲法 9 条に反する。つまり、新安保法制法という立法行為は、「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらずあえて国会が当該立法を行うというごとき、容易に想定しがたいような例外的な場合」(最高裁昭和 53 年(オ)第 1 240 号同 60 年 1 月 21 日第一小法廷判決・民集 39 卷 7 号 151 2 頁。以下「最高裁昭和 60 年判決」という。) なのであり、憲法 99 条で規定されている「憲法尊重擁護義務」に違反して法律を成立させたものであり、これは国会議員として明確な「職務上の法的義務違反」をしたことになる。

また、後記のとおり、新安保法制法の制定過程は、憲法尊重擁護義務を負う国会議員として、国民に誠実な態度で立法行為を行ったとはとてもいえないものであった。新安保法制法を成立させた国会審議の異常性、

違法性は明らかである。

以上から明らかなとおり、これまでの判例の判断枠組みを適用した場合、本件における立法行為は、「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらずあえて国会が当該立法を行うというごとき、容易に想定しがたいような例外的な場合」に当たるというべきである。よって、各国会議員の新安保法制法の立法過程における行動が遵守すべき行為規範又は原告らに対して負う職務上の法的義務に違反したという点においてその違法性は顕著であり明白である。
5

ウ 新安保法制法の違憲性

(ア) 存立危機事態に際して集団的自衛権を容認する新安保法制法の規定
10 (事態対処法と自衛隊法の規定) が憲法前文及び憲法 9 条に違反することについて

政府は、従来、いわゆる個別的自衛権の行使のみが許され、自衛隊の武力行使が許されるのは、①我が国に対する急迫不正の侵害があること(すなわち、武力攻撃が発生したこと)、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことの3要件を満たす場合に限られるとし、憲法 9 条の下では、集団的自衛権の行使が許されないとしてきた。
15

ところが、内閣は、平成 26 年 7 月閣議決定で、従来は憲法 9 条 1 項の下で許容される自衛権行使の範囲を個別的自衛権が行使される場面に限定するものとしていたにもかかわらず、その範囲を超えて、集団的自衛権の行使を許容する法整備をするなどの方針を示した。これを受けた新安保法制法により改正された事態対処法 2 条 4 号、自衛隊法 76 条 1 項柱書、同項 2 号において、存立危機事態への対処として集団的自衛権の行使が許容される旨を規定した(防衛出動)。これは、政府の憲法解釈として確立し、現実に機能してきた憲法の根本規範に反する。
20
25

また、集団的自衛権の行使を認める存立危機事態については、その要件が曖昧で不明確なうえに、これまでの個別的自衛権の行使について付されていた地理的限定もない。集団的自衛権の行使は、「武力の行使」に当たり、憲法9条1項に違反する上に、集団的自衛権の行使によって海外で武力を行使する自衛隊が憲法9条2項で禁止する「戦力」に当たることは否定し得ず、他国との「交戦権」の行使であることも否定することができないから、憲法9条2項にも違反する。

(イ) 重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法による後方支援活動及び協力支援活動に係る規定が憲法9条に違反することについて

a 重要影響事態安全確保法は、新安保法制法により周辺事態安全確保法を改正したものであるところ、対象地域につき、「現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。）が行われている現場」以外の場所であれば、武力行使と一体化するものではないとして、それまで周辺事態に限られていた活動範囲の限定を大幅に緩和するとともに、活動内容につき、改正前は認めていなかった弾薬の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を許容した。

また、新安保法制法による国際平和支援法の新設で、これまでテロ特措法（アフガニスタン戦争）、イラク特措法（イラク戦争）などといった個別の立法で、特定地域に関して協力支援活動の必要性とその支援内容につき憲法上どこまでの支援が可能であるかを国会において審議、決定してきたものを、期間的制限及び地理的制限をなくし、いつでも自衛隊が海外活動を行えるようにした。

このように、重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法により、自衛隊は、地球上のどこでも、米軍に対してだけでなく、その他の外国の軍隊に対しても後方支援活動等を行うことが可能になった。重要

影響事態安全確保法の改正により弾薬の輸送をはじめとする後方支援の範囲が拡大したため、他国軍との武力行使の一体化は免れず、敵国から攻撃を受ける危険が各段に高まった。現代の戦争において、弾薬の補給や兵員の輸送その他の後方支援活動は軍事上の兵站活動そのものであるから、海外での武力行使といわざるを得ず、憲法9条に違反する。

b そして、新安保法制法施行後に新任務（後方支援活動。自衛隊法100条の6）として、平成29年4月から海上自衛隊の補給艦が弾道ミサイル警戒に当たる米イージス艦に給油を行った。米艦が一旦武力行使を行った場合には、その米艦の補給活動を行っていた自衛隊の艦船は、米艦の武力行使と一体とみられ、憲法9条1項の禁止する「武力の行使」を行ったものとして同項違反に該当する。米艦が武力行使をしなかった場合でも明らかに「武力による威嚇」に該当し、これと一体化するような補給行為はやはり憲法9条1項違反に該当する。

エ 新安保法制法の制定手続の非民主性

新安保法制法の成立に至る過程は、それまでの国会における立法手続の規則・慣例を無視した政府・与党の国会内多数派の独断専行の連続であった。当時の安倍晋三首相は、国民の意思を問うこともなく、国民の反対を無視して閣議決定によって憲法解釈を変更する挙に出た。

内閣は、従来の政府解釈を変更する違憲の平成26年7月閣議決定及び平成27年5月閣議決定に基づき、平成27年5月15日、新安保法制法を国会に提出した。当時の安倍晋三首相は、これに先立って、主権者である国民を無視して、米上下両院合同会議で演説し、新安保法制法の成立を「この夏までに必ず実現します」と公約した。

また、新安保法制法は、専守防衛を柱とする戦後日本の安保政策を大きく転換するものであり、十分な審議が尽くされなければならないにもかか



わらず、政府は説明責任を果たさず、国会での審議は不十分なものであった。砂川事件最高裁判決（最高裁昭和34年（あ）第710号同年12月16日大法廷判決・刑集13巻13号3225頁）や「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と結論付けた政府見解（1972年）を根拠に集団的自衛権行使を正当化した合憲の根拠も次々と破綻した。平成27年6月4日に開催された衆議院憲法審査会で、参考人として招致された憲法学者3名がそろって「憲法に違反する」との認識を表明したにもかかわらず、これは聞き捨てられ、依然として政府の説明や国会での議論は不十分なものであった。そのため、国民の多くによる反対運動が広がり、世論調査でも反対が増え続けた。こうした国民の声があったにもかかわらず、平成27年7月15日の衆議院安保法制特別委員会で、新安保法制法は自民、公明両党の賛成で強引に可決された。

新安保法制法は同月27日に参議院本会議で審議入りし、その違憲性が相次いで指摘されたにもかかわらず、安倍晋三首相は、砂川事件最高裁判決を持ち出して合憲であると強弁するなど、完全に破綻した議論を繰り返す答弁に終始した。参議院安保法制特別委員会でも、同年9月17日、委員長に対する不信任動議を否決した後、締めくくり総括質疑すら行うことなく審議打ち切り、強行採決を行った。そして、同月19日未明、新安保法制法は参議院本会議で強行採決され、自民、公明などの賛成で可決・成立した。国民の7割が反対を表明しているにもかかわらず、与党は暴力的なやり方で委員会、本会議での採決を強行するなど、平和主義、立憲主義、民主主義を破壊する暴走を重ねたのである。

このように、新安保法制法の制定手続においては、国民よりもアメリカ議会に先に結論が示され、結論ありきとして国会での議論を深めることもされず、公聴会での参考人意見など聞き捨てるのみで、実質的には1本の法律当たり10時間ほどのわずかな時間をかけただけであった。新安保法

制法の制定手続は全くもって非民主的であったといわざるを得ない。

オ 新安保法制法によって可能となった憲法9条違反行為

(ア) 自衛隊法95条の2の違憲性（武器使用が「武力の行使」に当たること）

自衛隊法95条は武器庫等の防護のための武器使用について定めるところ、新安保法制法による改正で自衛隊法に同条の2が新設された。同条の2は、他国の武器等防護のために武器使用を許すものであり、まさに「武力の行使」に当たり、又はその具体的危険を生じさせるものであるから、憲法9条1項に違反する。また、自衛隊法95条の2は実質的な集団的自衛権を誘発する危険な条文であり、防衛大臣が必要と認めた場合の武器使用を許し、文民統制が機能しない危険性があることからすると、戦争になし崩し的につながっていく行為を認めているともいえるから、憲法9条2項にいう交戦権の否認にも反する。したがって、自衛隊法95条の2は違憲である。

そして、平成29年5月1日から3日にかけて、安保法制法に基づく「武器等防護」の初めての任務が行われた（米海軍補給艦の武器等防護）。海上自衛隊の護衛艦「いずも」が、1日に横須賀基地を出て房総半島沖周辺で米海軍の貨物弾薬補給艦「リチャード・E・バード」と合流し、周辺を警戒しながら四国沖へ向かい、その後、別の海上自衛隊護衛艦「さざなみ」と合流し、補給艦を護衛しながら豊後水道を南下して太平洋に出たとされている。

(イ) 南スーダンPKO自衛隊派遣の違憲性

a 国際平和協力法の違憲性（法令違憲）

(a) 南スーダンPKO自衛隊派遣の根拠法である国際平和協力法は、自衛隊、警察を含む軍事、民生要員のPKOへの派遣について、いわゆるPKO参加5原則という5つの基本方針（政府解釈）を定め

ている。これは、①紛争当事者の間で停戦合意が成立していること、
②国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該
国連平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意
していること、③当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ること
なく、中立的立場を厳守すること、④上記の原則のいずれかが満
たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収
することができること、⑤武器の使用は、要員の生命等の防護のため
の必要最小限のものであることというものである。

しかし、これらの政府解釈を踏まえても、国際平和協力法は憲法
10 条に違反するものである。そもそも各国軍隊が派遣される国際連
合平和維持活動（PKO）は、本質的に軍事力行使であり、自衛隊
もその一員として活動することは、憲法9条1項が定める「武力の
行使」に該当する。また、憲法9条についての従来の政府解釈によっ
ても、自衛隊を海外に派遣することは、自国防衛の範囲を超える、明
らかに専守防衛に反し、憲法9条2項で規定する「戦力」に当たり、
15 同項に違反する。このように、国際平和協力法は、憲法9条に違反
する法律である（法令違憲）。また、これまでに法改正が行われてい
るが、そのいずれもが憲法9条に違反するものである。

(b) また、国際平和協力法の改正によって、新任務として駆け付け警
護等の任務が付与されるとともに、自衛隊に対し、新たな権限とし
て、宿営地の共同防護、任務遂行のための武器使用、駆け付け警護
のための武器使用の権限が付与された。しかし、宿営地の共同防護
は襲撃された宿営地を外国軍隊と共同で防護する任務であり、宿営
地を襲撃された外国軍隊に歩調を合わせて実力行使を行う以上、自
衛隊も武器の行使を行うことを意味し、憲法9条1項で禁止された
20 「武力の行使」に該当する。また、任務遂行のための武器使用、駆
け付け警護等の任務が付与されるとともに、自衛隊に対し、新たな権限とし
て、宿営地の共同防護、任務遂行のための武器使用、駆け付け警護
のための武器使用の権限が付与された。しかし、宿営地の共同防護
は襲撃された宿営地を外国軍隊と共同で防護する任務であり、宿営
地を襲撃された外国軍隊に歩調を合わせて実力行使を行う以上、自
衛隊も武器の行使を行うことを意味し、憲法9条1項で禁止された
25 「武力の行使」に該当する。また、任務遂行のための武器使用、駆

け付け警護のための武器使用の権限は、武器使用の範囲を大きく拡大するものであり、「武力の行使」と区別することができない。したがって、これらは憲法9条に反し、違憲である。

b 改正された国際平和協力法による南スーザンPKO派遣の違憲性（適用違憲）

政府は、新安保法制法によって改正された国際平和協力法に基づき、平成27年11月15日、新たな任務である駆け付け警護及び宿营地の共同防護を付与する「南スーザン国際平和協力業務実施計画の変更」を閣議決定し、防衛大臣が同月18日付けで第11次隊に派遣命令を発した。

仮に、改正された国際平和協力法が憲法9条に違反する（法令違憲）とまで解されないとしても、同法に基づき南スーザンPKO（UNMIS）に自衛隊を派遣し、業務に従事させることは、憲法9条に違反する（適用違憲）。この派遣については、PKO参加5原則のうち、①紛争当事者間の停戦合意は存在せず、崩壊しており、②それゆえに紛争当事者による国連及び日本のPKO参加同意が存在しているとはいはず、③UNMISは政府軍にも反政府軍にも武力で対抗しており、「中立的」でないことが明らかであるから、法の適用自体、違憲である。

【争点(1)に関する被告の主張】

原告らの主張は争う。

国賠法1条1項の適用に当たり、当該公権力の行使が違法となるか否かは、民法上の不法行為において一般に考えられているように侵害行為の態様、程度と被侵害利益の種類、内容との相関関係において判断されるものではなく、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反したか否かで判断される。そして、国家賠償制度が個別の国民の権利ないし法的利益の侵

害を救済するものであることの当然の帰結として、国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としている。したがって、権利ないし法的利益が侵害されたといえなければ、国賠法1条1項の適用上違法とされることはない。

本件において、後記争点2で主張するように、原告らが主張する本件各行為（平和安全法制関連2法の制定という立法行為等）は、原告らの具体的な権利ないし法的利益に何ら影響を及ぼすものではない。原告らは、平和安全法制関連2法の制定等により侵害される原告らの具体的な権利ないし法的利益を何ら提示していない。本件で原告らが国家賠償請求の対象としている公務員の行為は、①合議体の国家機関である内閣を構成する内閣総理大臣及び国務大臣による平成26年7月閣議決定等の閣議決定や、②内閣総理大臣による平和安全法制関連2法に係る法律案の国会（衆議院）への提出行為並びに③国会議員が平和安全法制関連2法を制定したという立法行為などであるところ、そもそも、①の閣議決定や②の法律案の国会提出それ自体は、外部にその効力を及ぼし、国民の具体的な権利ないし法的利益に影響を及ぼすものではない。また、上記③の立法府が新たに法律を制定する行為も、法規範を定立する行為にすぎず、それだけでは直ちに国民の具体的な権利ないし法的利益に影響を及ぼすものではない。新たに制定された法律は、行政によって執行され、あるいは司法の場において適用されることによって初めて国民生活に具体化され、執行ないし適用対象となった個別の国民の具体的な権利ないし利益に影響を与えるのであり、閣議決定や平和安全法制関連2法の制定がされただけでは直ちに原告らの具体的な権利ないし法的利益に影響を及ぼさない。原告らは、平和安全法制関連2法の施行によって侵害されるとされる原告らの具体的な権利ないし法的利益を何ら提示していないのであり、結局のところ、個々人の権利ないし法的利益を離れて、抽象的法規範等の憲法適合性判断を求めるものにほかならず、付隨的審査制を探る我が国の司法

審査の在り方とかい離したものといわざるを得ない。

よって、原告らに国賠法の救済の得られる具体的な権利ないし法的利益の存在自体が認められないから、国又は公権力の行使に当たる公務員の行為(平和安全法制関連2法の立法行為等)の違法性の判断に入るまでもなく、原告らの請求には理由がない。

5 (2) 争点(2) (原告らの権利侵害)について

【争点(2)に関する原告らの主張】

前記のとおり、本訴請求を判断するに当たっては、職務行為基準説を採用しつつも、侵害行為の態様・程度と被侵害権利・利益の種類・内容との相関10 関係によって新安保法制法の違法性を判断すべきであるところ、本件では以下のとおり原告らの平和的生存権及び人格権の侵害が認められる。

ア 平和的生存権の侵害

(ア) a 憲法前文が「平和のうちに生きる権利」を明記していることは争いのない事実である。平和は、国民・市民が基本的人権を保障され、人間の尊厳に値する生活を営む基本的な前提条件であり、憲法は、全世界の国民・市民が有す「平和のうちに生存する権利」を確認することに基づいて国際平和を実現し、その中で基本的人権と個人の尊厳を保障しようとした。したがって、平和のうちに生存する権利は、全ての基本的人権の基礎にあって、その享有を可能ならしめる基底的権利であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、法規範性を有するものと解されるべきものである。

この平和的生存権の具体的権利性は、包括的な人権を保障する憲法13条の規定によってその内容をなすものとして根拠づけられるとともに、憲法9条の平和条項によって制度的な裏付けを与えられている。とりわけ、憲法9条に反する国の行為によって、国民・市民の生命、自由等が侵害され、又はその危険にさらされ、あるいは国民・市民が



憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強いられるような場合、これに対する救済を求める法的根拠として、平和的生存権の具体的権利性が認められなければならない。

10 このように、平和的生存権は、戦争と軍備及び戦争準備によって破壊され、侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、またそのように平和な国と世界をつくり出していくことのできる核時代の自然権の本質をもつ基本的権利であり、憲法前文第2段、13条をはじめとする憲法第3章の諸条項が複合して保障している憲法上の基本的人権の基底的権利といえ、自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利である。憲法研究者の間で平和的生存権をめぐって活発に議論がされ、法的根拠や理論構成が精緻に深められ、権利性・裁判規範性を有するものとしての平和的生存権は、具体的には「平和的手段によって平和状態を維持・享受する権利」、「国家によって人殺しを強制されない権利」、「加害者にならない権利」、「政府が戦争を開始した場合における国民・市民の差止請求権としての平和確保に関する国民・市民の権利(戦争拒否の権利)」、「戦争加担を批判すべくそれによって生じた精神的被害に対して慰謝料を請求する権利」、「思想・良心の自由に基づく良心的兵役拒否、軍事徴用拒否、軍事費負担拒否などに係る権利」などがあるとされている。
15 平和的生存権の権利性を含む裁判規範性を認めた裁判例もあり、平和的生存権は憲法上の法的な権利として認められるべきであり、裁判所に対して保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体的権利性が肯定される場合があるとした裁判例もある。
20

b そして、市民個人が、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為によって、個人の生命、自

由が侵害され又は侵害の危険にさらされ、あるいは現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担、協力を強制されるような場合には、当該違法行為の差止請求や損害賠償請求が認められるべきであるし、憲法9条に反する法律を制定するなどして、上記の事態に至るおそれが生ずることにより苦痛を受ける場合の被害回復のためにも損害賠償請求等の方法により救済を求めることができるというものである。憲法9条が、平和を保障する具体的方法を示し、平和の実現を具体的に担保しているのであって、憲法9条に違反する国の行為を許さないという点において、平和的生存権の外延は明らかである。

(イ) 原告らは、集団的自衛権の行使又は後方支援活動等の実施を容認した新安保法制法の提出に係る内閣の行為及び国内の議決によって、平和的生存権を侵害された。

原告らは、日本人310万人、アジアで2000万人、世界では5200万人の死者を生じさせた第二次世界大戦など悲惨を極めた過去の戦争の結果、そこでの人間の尊厳の蹂躪、生存者にも残る癒えない傷痕など、政府の行為によって再びかかる戦争の惨禍が起こることのないことを心から希求し、憲法前文及び9条に基づいて、戦争を放棄して戦力を持たず、武力を行使することのない平和国家日本の中で平和のうちに生きる権利を有している。とりわけ、原告らのうち戦争の体験を有する者、例えば空襲被害者、原爆被害者等の戦争被害者は、戦火の中を逃げまどい、生命の危険にさらされ、家族を失う等の極限的な状況に置かれ、心身に対する深い侵襲を受けて、二度と戦争による被害や加害があってはならないと身をもって痛感し、その体験を戦後70年間背負って生きてきた者である。平和憲法、なかんずく9条の規定は、その痛苦の体験の代償として得られたかけがえのないものであり、平和のうちに生きる権

利は、これら原告の人格と一体となって、その核心部分を構成している。このような平和的生存権は、戦争の被害者となることを拒否するばかりでなく、他国に対する軍事的手段による加害行為に加担することなく、みずからの平和的確信に基づいて生きる権利等を包含するものである。

ところが、新安保法制法の制定は、このような原告らの平和的生存権を蹂躪し、侵害するものである。集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、日本が自ら他国の攻撃に加担し、武力の行使や兵站活動等を行って、他国の国土を破壊し、その国民・市民を死傷させるものであるとともに、戦争の当事国となった日本は、当然に、敵対国から国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となることを覚悟しなければならないのであり、原告らを含む日本の国民・市民の全部が、戦争体制に突入し、その犠牲を覚悟しなければならないことになる。このようなものとしての集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定は、日本が実際に戦争に突入した場合はもちろんあるが、それに至らない段階においても、その具体的危険を生ぜしめるものとして、原告らの国民・市民の平和的生存権を侵害するものである。

イ 人格権の侵害について

(ア) 人格権の保障

a 憲法13条は、人間が社会を構成する自律的な個人として、その人格の尊厳が確保されることが憲法の根本理念であり、個別的な基本的人権の保障の基底をなすものであることを示すものである。そして、憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利である人格権は、人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利である。この権利はアメリカの独立宣言や世界人権宣言などに遡ることができ、その後の欧米諸国において学説や判例によって築き上げられ、法的にも明文化されるなどして

歴史的発展を遂げ、個人の尊厳・人間の尊重に基づく自然権的権利として肯認されたものである。我が国においても、民法学、憲法学において戦前から人格的利益について保護法益として容認され、現在においても、表現は異なるものの、生活の平穏等の人格的利益の保護法益性が認められ、さらには人格的自立権、自己決定権等も人格権の内容として認められてきている。また、裁判例においても、最高裁判所を含めて、人格権・人格的利益が保護法益として広範に認められている。

b　原告らは、本件各行為によって、その生命、身体及び精神に関する侵害の危険により、また、平和に生活してきた平穏を壊されたことにより、著しい精神的苦痛を受けており、これらにより人格権が侵害された。日本が他国の戦争の当事者となり、あるいは他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させる集団的自衛権の行使等は、敵対国から日本の国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となる危険をもたらすものであり、新安保法制法の制定によって、原告らを含む日本の国民・市民は、そのような事態に直面すること、及びその犠牲を覚悟しなければならない。そのことによって、原告ら国民・市民は、人格権の侵害を受けるのであり、具体的には、原告らは、本件各行為により、①生命権、身体権及び精神に関する利益としての人格権並びに②平穏生活権を内容とする人格権を、それぞれ侵害された。

(イ) 生命権・身体権・精神に関する利益としての人格権の侵害

まず、上記①については、人の生命、身体、精神が法の絶対的保護を受けるべきであることはいうまでもなく、人間としての生を全うするためには、生命、身体の保全では不十分であり、そこに精神に関する利益が守られなければ、人間の生活としては成り立たない。生命権、身体権及び精神に関する利益としての人格権については、判例学説とともに人格権として認めることに異論はない。原告らは、内閣及び国会の新安保法

制法の制定に係る行為により、その生命、身体に関する侵害の危険を感じ、著しい精神的苦痛を受けているのであり、これは国賠法上の保護法益となる。

(ウ) 平穏生活権としての人格権の侵害

また、上記②については、自分の人生を自律的に設計し、送っていくこと（自律的自己決定権の行使）が平穏な生活の核心にあり、平穏生活権は、それを成り立たせる複数の要素を包摂しているものであり、最高裁判所を始め、多数の裁判例により保護法益として認められている。平穏な生活とは、精神的な平穏と物理的な平穏から考えられるべきものであり、人間の生存を語る上で、いずれも同様かつ同等に尊重される必要がある。原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、様々な形でその平穏な生活を害されている。

ウ 原告らの具体的な権利侵害

(ア) 原告らの権利侵害

原告らの多くは、憲法に導かれて戦後築いてきた平和な生活が否定、破壊されたと感じている。原告の中には生命・身体への直接的侵害はなくとも（しかし、間接的な侵害は存在している。）、「精神に関する利益」侵害を主張し、また、生命・身体が侵害されるのではないかとの不安・恐怖にさいなまれた者も少なくない。こうした原告は「平穏な生活権」を侵害された、あるいは明確に人格権を侵害されたと主張するものであるが、本件訴訟に現われたような個々の原告らの苦しみを直視し、その実態を民法学説や憲法学説から照らし見れば、多くの原告が「平穏な生活権」「人格権」を侵害されたと主張することは、法的にも正当といわざるを得ない。

特に新安保法制法施行後、平成29年4月以降の国際情勢の下では、多くの国民・市民は、具体的な生命、身体及び精神への危険を実感して

おり、生命、身体及び精神的人格権の侵害が現実化している。閣議決定と国会の議決による原告らの平穏生活権の侵害と生命、身体への侵害は、その後の事態の進行により裏付けられている。新安保法制法の制定後、米軍の武器等防護と北朝鮮との軍事的対立（当事者化）、新防衛大綱の策定と日本の軍事国家化といった事態が生じており、戦争に突入する危険が如実に高まった。その後も、台湾有事による集団的自衛権行使の危険（政府は、台湾有事に備えて南西諸島にミサイル基地を配備しており、今後も石垣島へのミサイル部隊配置など部隊拡充を計画している。）、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻などが起こっている。台湾有事を理由とした米艦防護や存立危機事態認定により日本が戦場となる恐れけ、単なる危惧感にとどまらない切迫性を有している。新安保法制法が発令される事態になったとき、他国防衛、つまり台湾有事を例に挙げれば、台湾への軍事侵攻に米軍が介入し、米軍に対して中国が武力攻撃をかけたときに、存立危機事態と認定して自衛隊が米軍とともに戦争をすることになる。そのとき日本は現在のウクライナと同じように、米中衝突の最前線に置かれることになる。それは日本全土が戦場となる危険性をはらんでいるのである。このように、南西諸島へのミサイル配備による軍事的緊張は、戦争の切迫性を客観的に高め、政府の発言やロシアのウクライナ侵攻の事実は、国民に戦争現実化の恐怖を与えている。

以上のように、新安保法制法が実施されて以降、原告らは戦争に直面させられる不安と恐怖をより具体的に実感させられている。新安保法制法以前には抱くことがなかった不安や恐怖は、原告らから生命、身体の安全とともに、平穏生活権を奪ったのである。

(イ) 原告らの個別的な事情

原告らは、憲法に定める平和主義の実現を心から望む国民・市民であり、新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による決議によって原

5

10

15

20

告らの有する平和的生存権を侵害されるとともに、人格権を侵害され、心に深い傷を負わされて精神的苦痛を受けている。原告らは、(1)先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、例えば、①各地で空襲を受けて被害を受けた者及びその家族、②シベリア抑留者とその家族、(2)米軍・自衛隊基地周辺住民、(3)自衛官及び公共機関の労働者、例えば、①元自衛官、②鉄道労働者、③医療従事者、(4)様々な被害者、例えば、①子どもや孫を持つ母親や家族、②障害者及びその関係者、③生活や福祉が害される者、(5)信念や生き方を害された者、例えば、①学者・研究者、②教育者、③宗教者、(6)その他の被害者などである。原告らは、本件訴訟で述べたとおり、平和的生存権及び人格権を侵害されて、大きな精神的苦痛を受けた。この精神的苦痛は、平和的生存権、人格権等を侵害されたことによるものであり、立憲主義を蔑ろにし、憲法の根本規範である平和的条項が蹂躪され、再び戦争をする国に変貌させられたことへの怒りと失望感ないし悲しみ、戦争に巻き込まれたりテロ攻撃を受けたりする不安と恐怖、日本が加害国になることへの不安と罪悪感、自らと子孫の将来の生活に対する不安などの複合的なものであり、いずれも現実的で深刻な被害であり、国賠法上の保護に値するものである。

エ 原告らの慰謝料額

原告らは、新安保法制法の制定に係る内閣による平成26年7月閣議決定、平成27年5月閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会による同法案の可決などの憲法に反した国賠法上違法な本件各行為により、精神的苦痛を受け、これを慰謝するには少なくとも各10万円を要する損害を被った。

【争点(2)に関する被告の主張】

ア 国賠法上の違法

前記のとおり、国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし

25

法的利益に対する侵害があることを前提としており、権利ないし法的利益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法を認める余地はない。本件における原告らの請求は、具体的な法的利益の侵害をいうものではなく、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものではないから、主張自体失当である。

5

イ 平和的生存権について

「平和的生存権」の具体的権利性については、最高裁昭和57年（オ）第164号、同第165号平成元年6月20日第三小法廷判決（民集43巻6号385頁。以下「最高裁平成元年判決」という。）が、「上告人らが平和主義ないし平和的生存権として主張する平和とは、理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体が独立して、具体的訴訟において私法上の行為の効力の判断基準になるものとはいえ」ないと判示し、同判決については、「平和的生存権を何らかの憲法上の人格権としてとらえようとする学説があるが、本判決は、これに消極的評価をしたものといえよう。」と評価されている。このように、最高裁判所の判例は、「平和的生存権」については、憲法における「平和」とは理念ないし目的を示す抽象的な概念であることを理由として、具体的権利性を否定しているものということができる。同様の判断は多数の裁判例によって繰り返し明確にされており、判例理論として確立している。

10

15

20

25

実質的に検討しても、権利には、極めて抽象的、一般的なものから、具体的、個別的なものまで各種、各段階のものがあるが、その権利の実現が妨げられた場合に裁判上の救済が得られるのは具体的、個別的権利に限られる。これを「平和的生存権」についてみると、平和の概念そのものが抽象的かつ不明確であるばかりでなく、具体的な権利内容、根拠規定、主体、成立要件、法律効果等のどの点をとってみても、一義性に欠け、その外延を画すことさえできない極めて曖昧なものであるから、具体的権利性を



認めることはできない。

また、憲法前文第2段は、「全世界のうちに生存する権利を有することを確認する。」として、「平和的生存権」を規定しているけれども、ここでいう「平和的生存権」は、憲法前文第1段及び第2段で表明されている憲法の平和主義の原理を人々の生存に結び付けて説明するものであり、憲法の理念、基本原理を宣言したものであるという憲法前文の法的性格からしても、憲法前文に「平和的生存権」が掲げられていることをもって、直ちに基本的人権の一つであるということはできず、裁判上の救済が得られる具体的権利の性格を持つものと認めるることはできない。

5

以上によれば、「平和的生存権」に具体的権利性を認めることができないことは明らかであるから、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めるることはできない。

10

ウ 人格権について

原告らは、集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定等に係る内閣の閣議決定及び国会の議決により、戦争とテロ行為に直面するおそれが現実化し、その生命、身体、精神、生活等万般にわたって、危険に直面し、又は現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安におのののかされているなどとして、その人格権が侵害されているなどと主張する。

15

しかし、原告らの主張は極めて抽象的であり、人格権の具体的な権利内容、成立要件、法律効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、具体的権利性を認めることなど到底できない。原告らが「人格権」の侵害の内容として述べるところは、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられ、危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない。かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない。

20

25

また、原告らの主張が、戦争やテロ行為に対する恐怖や不安を感じることなく平穏に生活する権利が侵害されたというものであるとすれば、当該主張は、平和的生存権に係る原告らの主張と同旨のものにはかならず、やはり具体的権利性が認められるものではない。原告らの主張するところは、
5 自らの信条、信念、意見に相反する立法等が行われたことによりその主観的
的
感情が害されたことをいうにすぎない。我が国の憲法を始めとする法秩序の下では、かかる立法等が行われた結果、当該立法等と相反する信条、
10 信念、意見を有する者の主観的
感情が害される事態が生じたとしても、多数決原理に基づく間接民主主義を採用する我が国憲法の下においては、かかる事態は不可避的に生じ得るものであって、同じ憲法の下にある司法の場において、上記立法等の当不当を前提とした主観的
感情について、具体的な権利ないし法的利益が認められることを前提とした判断がなされることは、およそ想定されていない。

したがって、原告らの主張する「人格権」なるものについても、具体的
15 権利性を認めることはできないことは明らかであるから、これを国賠法上
保護された権利ないし法的利益と認めることはできない。

エ 小括

以上のとおり、原告らが権利として主張するものは、いずれも国賠法上
保護された権利ないし法的利益とはいえず、原告らの請求は主張自体失当
20 である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(2)（原告らの権利侵害）について

(1) 国賠法上の違法

ア 原告らは、本件各行為が憲法前文、9条及び13条に反して違憲であり、
25 原告らの権利又は法的利益を侵害するものであるとして、国賠法1条1項
に基づき損害賠償請求をする。

イ この点、国賠法 1 条 1 項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うこと

を規定し、侵害された国民の権利ないし法的利益を救済するものである。
そうすると、本件各行為が国賠法上違法であり、原告らの損害賠償請求が認められるためには、本件各行為により原告らの権利又は法律上保護される利益が侵害されたことが必要である。

ウ そこで、まず、原告らの主張する各権利が国賠法上保護された権利又は法的利益に当たり、これが侵害されたといえるか（争点(2)）について検討する。

(2) 平和的生存権について

ア 原告らは、憲法がその前文、9条及び13条などに基づいて国民に対して平和的生存権を保障しており、本件各行為により原告らの平和的生存権が侵害された旨を主張する。そして、原告らは本件訴訟の審理において同旨の陳述ないし供述をする（甲D 1～153、原告堀田雅男本人、原告石原之浩本人、原告清水晃本人、原告丹羽淳本人、原告三品小夜子本人、原告寺西昭本人、原告林秀治本人、原告石原潔本人、原告近藤ゆり子本人、原告濱崎裕功本人、原告水野恵子本人、原告原科浩本人、原告平山良平本人。以上の証拠をまとめて、以下「原告ら陳述書及び本人尋問結果」という。）。

イ そこで検討するに、憲法は、その前文第2段において、「日本国民は、恒久の平和を念願し」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と、9条1項において、日本国民が「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と、同条2項において、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これ

を保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」とそれぞれ規定している。
そして、憲法第3章は「国民の権利及び義務」を定め、その中の13条は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。

こうした憲法前文、9条及び13条の定めからすると、憲法は、恒久の平和を希求することを重要な理念とし、基本的人権を保障する基礎的条件として、日本国民が平和のうちに生存することを理念として掲げていることは明らかである。

ウ(ア) しかしながら、憲法前文の「平和のうちに生存する権利」にいう「平和」とは、理念ないし目的としての抽象的概念であり（最高裁平成元年判決参照）、各個人の思想や信条で様々な捉え方が可能である。この憲法9条の存在を前提としても、「平和」をいかに実現するか、それを確保する手段、方法は何かについては、常時変化する複雑な国際情勢の中で多種多様なものが考えられ、一義的に定まるようなものではない。また、憲法は、前文第4段において、日本国民は、「この崇高な理想と目的を達成すること」を誓うと規定しており、このことからも、憲法の前文は基本的精神及び理念を表明したものであるといえる。そうすると、憲法前文に表明された理念等が憲法本文各規定を解釈する際の指針となることはあるとしても、憲法前文自体によって直ちに具体的権利として認められていると解することはできない。

(イ) また、憲法9条は、国家の統治機構ないし統治活動についての規範を定めたものであり、原告らが主張する平和的生存権という国民個人の私法上の権利を直接保障したものということはできない。

同条を根拠に平和的生存権という国民の具体的権利が保障されているということはできない。

(ウ) さらに、憲法13条は、憲法上明示的に列挙されていない個人の人格的5利益を新しい人権として保障する根拠となる一般的包括的規定であるとはいえる。しかし、前記のとおり、「平和」の概念自体が抽象的であり、これを達成する手段や方法が一義的に定まるものではないから、平和的生存権の具体的な内容を確定することは困難であり、憲法13条によっても、平和的生存権が国民各人に具体的な権利ないし法的利益として保障されているということはできない。

(エ) そして、以上その他に、平和的生存権の根拠として憲法前文、9条及び1013条を併せて考慮しても、上記と同様、「平和」の内容を一義的に確定することは困難であるから、前記の判断は何ら変わることろはない。やはり、平和的生存権が具体的権利として保障されているとは認められない。

エ これに対し、原告らは、憲法研究者の間で平和的生存権をめぐって活発に議論¹⁵がされ、法的根拠や理論構成が精緻に深められ、権利性・裁判規範性を有するものとしての平和的生存権は、具体的には「平和的手段によって平和状態を維持・享受する権利」、「国家によって人殺しを強制されない権利」・「加害者にならない権利」、「政府が戦争を開始した場合における国民・市民の差止請求権としての平和確保に関する国民・市民の権利（戦争拒否の権利）」、「戦争加担を批判すべくそれによって生じた精神的被害に20対して慰謝料を請求する権利」、「思想・良心の自由に基づく良心的兵役拒否、軍事徴用拒否、軍事費負担拒否などに係る権利」などがあるとする。また、原告らは、平和的生存権の権利性を含む裁判規範性を認めた裁判例もあると指摘し、平和的生存権は憲法上の法的な権利として認められるべきであり、この平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利ということができ、裁判所に対して保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという意味で具体²⁵

的権利性が肯定される場合があるとした裁判例もあるとする。そして、証拠（甲B5（枝番を含む。）、B55、証人飯島滋明）及び弁論の全趣旨によれば、平和的生存権について研究者の間で様々な議論がされていることが認められる。

5 しかしながら、原告らの上記指摘を踏まえても、その主張する平和的生存権の具体的な内容については様々なものがあるといわざるを得ないのであり、その法的効果についても、請求し得る保護・救済、法的強制措置の発動がどのようなものになるのかは不明な部分が残るといわざるを得ず、原告らが主張する平和的生存権が裁判規範となり得るような具体性を有するものとはいえない。原告らの主張を踏まえても、前記説示の「平和」概念の抽象性やこれを達成する手段・方法の多義性についての前記説示が左右されるものではないというべきである。

10 オ 以上によると、原告らが主張する平和的生存権については、これが国民個人の具体的権利として保障されているとは認められない。この平和的生存権の侵害を理由に本件各行為の権利侵害性ないし国賠法上の違法性をいう原告らの主張は、採用することができない。

15 (3) 人格権について

ア 原告らは、憲法13条が「生命、自由及び幸福追求の権利」として個人の生命、身体、精神、生活等に関する人格権を保障しており、本件各行為によって、①生命権、身体権及び精神に関する利益としての人格権並びに②平穏生活権を内容とする人格権をそれぞれ侵害された旨を主張する。そして、原告らは本件訴訟の審理において人格権が侵害された旨の陳述なし供述をする（原告ら陳述書及び本人尋問結果）。

イ(ア) そこで検討するに、原告らは、まず、本件各行為によって、原告らの生命、身体への侵害の危険を感じ、著しい精神的苦痛を受けているとして、生命権、身体権及び精神に関する利益としての人格権（前記ア①）

の侵害があると主張する。

(イ) しかし、本件各行為のうち、内閣による平成26年7月閣議決定、平成27年5月閣議決定及び平和安全法制関連2法に係る法律案の国会への提出並びに国会による上記各法律案の可決成立については、それぞれ閣議決定等ないし立法行為であり、それ自体が原告らの生命・身体の安全に危険をもたらす行為とはいえない。また、本件各行為のうち、自衛隊による米艦への給油及び米艦防護並びに南スーダンPKOへの自衛隊の派遣をいう点については、政府による平和安全法制関連2法により改正、新設された法律に基づく実施行為であるものの、やはりそれら自体が直ちに原告らの生命・身体の安全に危険をもたらすものではない。

そして、本件全証拠によつても、当審における口頭弁論終結時までに生じた国際情勢等に関する事情を考慮したとしても、本件各行為により集団的自衛権の行使としての防衛出動を許容し、後方支援活動等を許容する立法化がされ、また、実際に上記の実施行為がされたことによって、原告らの主張するような我が国ないし原告らが戦争やテロ攻撃に巻き込まれる現実的な危険が切迫し、具体化しているとは認められないし、原告らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したとも認められない。

(ウ) これに対し、原告らは、新安保法制法の制定に係る行為により、その生命、身体に関する侵害の危険を感じ、著しい精神的苦痛を受けたとし、特に新安保法制法施行後、平成29年4月以降の国際情勢の下では、戦争に突入する危険が如実に高まり、多くの国民・市民は、具体的な生命、身体及び精神的人格権侵害が現実化しているとする。原告らは、その具体的な根拠事実として、米軍の武器等防護と北朝鮮との軍事的対立（当事者化）、新防衛大綱の策定と日本の軍事国家化、台湾有事による集団的自衛権行使の危険（南西諸島のミサイル基地配備等）、ロシアによるウク

ライナ侵攻などを挙げる。

この点、確かに、平成26年7月閣議決定においても、「我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。」とか、「グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。」とかいった情勢認識が示されている（前提事実(1)ア(ア))。我が国においても、近時、戦争やテロ攻撃などの脅威が増していることを多くの者が感じているであろうことは、容易に推認することができる。

しかしながら、原告らが主張する上記の国際情勢に関する具体的な事実が本件各行為に起因するものとはいはず、これをもって直ちに本件各行為によって原告らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険性が高まっているとはいえない。我が国多くの者が上記のような脅威が増していることを感じているであろうとはいえるものの、本件各行為自体が原告らの生命・身体の安全に危険をもたらす行為とはいえないことは前記イ(イ)のとおりであるうえ、本件各行為自体によって我が国や国民が戦争やテロ行為に巻き込まれる脅威が増すと感じるかどうかについては、個人の政治的信条や信念等により各人の判断が分かれ得るところである。上記のような国民の感情の存在を考慮しても、本件各行為によって、客観的な意味で、我が国ないし原告らが戦争やテロ攻撃に巻き込まれる現実的な危険が切迫し、具体化しているとはいはず、原告らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したともいえない。

(エ) 以上により、本件各行為によって、原告らが主張する生命権、身体権

及び精神に関する権利としての人格権が侵害されたとはいえない。

ウ 平穏生活権としての人格権の侵害について

(ア) 原告らは、本件各行為により、原告らの平穏な生活が侵害され、著しい精神的苦痛を受けているとし、平穏生活権を内容とする人格権が侵害されたとも主張する。

(イ) しかし、原告らが主張する平穏生活権を内容とする人格権は、生命、身体及び財産そのものではなく、不安や恐怖を抱くことなく生活を送る利益であって、抽象的なものであることは否めない。前記の平和的生存権について検討したところと同様、これを直ちに権利として認めることができるかは疑問がある。

仮に平穏な生活を送ることが何らかの法的利益として観念し得るとしても、前記イ(イ)のとおり、当審における口頭弁論終結時において、本件各行為により、我が国ないし原告らが戦争やテロ攻撃に巻き込まれる現実的な危険が切迫し、具体化しているとはいえず、原告らが平穏な生活を送ることが侵害される具体的な危険が発生したものとは認められない。

(ウ) この点、原告らは、本件各行為により平穏な生活を害されている旨を主張し、同旨の陳述等をするところ（原告ら陳述書及び本人尋問結果）、これは、本件各行為によって原告らの信念が傷つけられるなど様々な精神的苦痛を受けたとの主張であるとも解される。しかし、本件各行為は閣議決定等及び立法行為並びにそれに基づく実施行為であるところ、多数決原理を基礎とする代表民主制を採用する我が国において（憲法前文第1段、43条1項）、国民各人の政治的信条や信念と異なる立法がされる場合があることも不可避なことであり、各人の信条、信念、世界観などにより鋭く意見が対立することも避け難いことであるから、自らの政治的信条や信念に反する立法等がされたこと自体による精神的苦痛は、法的見地からは社会的に受容すべきものと解さざるを得ない。原告らの

主張する精神的苦痛は、本件各行為によって一般に広く生じ得る抽象的な不安感にとどまるものといわざるを得ないのであり、このような不安感を法的保護に値する被侵害利益と認めることはできない。

(エ) したがって、本件各行為によって、平穏生活権としての人格権が侵害されたとはいえない。

5 (4) 小括

以上によれば、本件各行為によって、原告らが主張する平和的生存権及び人格権が侵害されたとはいえないから、原告らに法律上保護される権利なし利益の侵害は認められない。

10 第4 結論

よって、原告らの請求は、その余の争点について検討するまでもなく、いずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第4部

15

裁判長裁判官

岩 井 直 幸

20

裁判官

棚 井 啓

25

裁判官秦卓義は、差支えのため署名押印することができない。

裁判長裁判官

岩 井 直 幸